審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　河川砂防課

法令名	砂利採取法	法令番号	昭和４３年法律第７４号
手続名	砂利採取業者の登録	根拠条項	第３条

審査基準	１．砂利採取法第５条及び第６条による。

受付機関	河川砂防課	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課	標準処理期間　15 日 標準経由期間　　日	目次No.	４５